

酒類等の放射能分析結果一覧表

平成24年3月15日分析実施分まで

NO	調査区分	都道府県	品目	(備考)	分析機関	試料採取日	結果判明日	国税庁公表日	結果			
									分析法(注1)	結果(Bq/kg) (注2)		
										ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1	酒類総合研究所の受託分析	山形県	清酒	本醸造酒	(独)酒類総合研究所	H23.10	H23.10.20	H23.10.31	G	ND	ND	ND
2	酒類総合研究所の受託分析	山形県	清酒		(独)酒類総合研究所	H23.9	H23.10.20	H23.10.31	G	ND	ND	ND
3	酒類総合研究所の受託分析	山形県	清酒	純米大吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H23.10	H23.10.20	H23.10.31	G	ND	ND	ND
4	酒類総合研究所の受託分析	山形県	清酒	純米吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H23.10	H23.10.20	H23.10.31	G	ND	ND	ND
5	酒類総合研究所の受託分析	宮崎県	単式蒸留しょうちゆう	米原料	(独)酒類総合研究所	H23.3.10	H23.10.28	H23.11.15	G	ND	ND	ND
6	酒類総合研究所の受託分析	宮崎県	単式蒸留しょうちゆう	麦原料	(独)酒類総合研究所	H23.3.10	H23.10.28	H23.11.15	G	ND	ND	ND
7	酒類総合研究所の受託分析	広島県	清酒		(独)酒類総合研究所	H23.12	H23.12.6	H23.12.16	G	ND	ND	ND
8	酒類総合研究所の受託分析	京都府	清酒	純米吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H23.11	H23.12.9	H23.12.16	G	ND	ND	ND
9	酒類総合研究所の受託分析	愛媛県	清酒	純米酒	(独)酒類総合研究所	H23.11	H23.12.14	H23.12.16	G	ND	ND	ND
10	酒類総合研究所の受託分析	愛媛県	清酒	吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H23.12	H23.12.14	H23.12.16	G	ND	ND	ND
11	酒類総合研究所の受託分析	岩手県	清酒		(独)酒類総合研究所	H23.12	H23.12.15	H23.12.16	G	ND	ND	ND
12	酒類総合研究所の受託分析	北海道	果実酒	赤ワイン	(独)酒類総合研究所	H24.1.13	H24.1.16	H24.2.7	G	ND	ND	ND
13	酒類総合研究所の受託分析	北海道	果実酒	白ワイン	(独)酒類総合研究所	H24.1.11	H24.1.16	H24.2.7	G	ND	ND	ND
14	酒類総合研究所の受託分析	岩手県	清酒	純米酒	(独)酒類総合研究所	H24.2	H24.3.2	H24.3.23	G	ND	ND	ND

(注1)分析法について

国税庁では、「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)に定める「NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる放射性ヨウ素の測定法」又は「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリによる核種分析法」に準じた分析を実施しています。NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを用いた分析において、分析試料と対照試料(菜留水)の測定値の間に統計的に有意な差が見出された場合には、ゲルマニウム半導体検出器を用いた分析を実施しています。また、一部、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを用いた分析を省略し、ゲルマニウム半導体検出器を用いた分析のみ実施したものもあります。

なお、「分析法」のSIはサーベイメータ法によるガンマ線放射能の有無の判断を、GIはゲルマニウム半導体スペクトロメトリによる核種分析を指します。

(注2)結果について

「結果」の各放射性物質の欄において、各分析において検出下限以下であったものについては「不検出」とし、「ND」と表記しています。

(検出下限は、試料と非汚染試料(対照試料)を比較したときに、統計学的に「差がある」と判定される最小の値です。検出下限以下の測定値については、いわゆる「測定誤差」の範囲内のものとして取り扱われます。)

なお、分析法がGのものについては、検出下限は10Bq/kg程度となります。

また、分析法がSのものについては、放射性ヨウ素、放射性セシウム及びその他の放射性物質(自然放射能等)の区別ができないことから、放射性物質の種類ごとの検出下限は算出できませんが、仮定として、検出した放射線が全量セシウム137に由来するとみなした場合(理論上の最大値といえます)、その検出下限は40Bq/kg程度となります。